

全国栄養士養成専門学校協議会 振興事業助成要綱

1. 目的 栄養士・管理栄養士養成専門学校の教育内容の充実と職業教育の振興を図ると共に、会員各校の発展及び協議会の振興に寄与することを目的とした事業を実施するための助成を目的とする。
2. 助成対象 事業内容を審査のうえ決定する。対象事業数は、1エリア1事業または1校1事業とする。
3. 助成額 必要経費の1/2以内。但し1エリアあたり10万円、1校あたり5万円を上限とする。
助成額総額は、原則として予算以内とする。
4. 助成範囲 事業実施に係る必要経費とする。
5. 応募期限 第1期：事業実施年度の5月1日、第2期：事業実施年度の11月1日到着分までとする。
6. 申請書類 様式1 振興事業助成申請書
様式2 振興事業収支予算書
7. 審査方法 理事会において決定する。第1期：第1回理事会、第2期：第2回理事会
審査結果通知及び助成金振込は、第1期：6月15日、第2期：12月15日までにを行う。
8. 事業報告 事業終了後、下記を提出すること。
様式3 振興事業助成報告書
様式4 振興事業収支報告書
9. 提出期限 該当する事業の実施年度末日とする。
10. 注意事項
 - ①予定事業、事業及び予算の内容を正確に記載すること。
 - ②申請書類及び報告書類のデータは mail@eiyoushisenmon.com 宛に送付し、押印したものを協議会事務局宛に郵送すること。
 - ③書式は、協議会ホームページ>会員校連絡用ページ>各種フォーマットからダウンロードすること。

<事業開始年度の特例措置について>

1. 当該事業開始年度である2017年のみ、11月1日までに実施済の事業についても、第2回理事会にて審査を行い、認定された場合は助成金を交付するものとする。
2. 上記特例は2017年のみであり、2018年度以降は実施済の事業については審査を行わないものとする。